

鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農作業の負担軽減や農業経営の効率化に資する農業機械・設備やシステム等の導入を行う農業者を支援することで、スマート農業を普及拡大させ本市の農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付要綱（令和7年1月15日付6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業（以下「国事業」という。）についてはこの限りではない。

3 補助対象経費が工事請負費及び委託料の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して市長がその財源

に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による交付申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定前着手）

- 第8条 国事業は、原則として市から補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、緊急かつやむを得ない事情がある場合、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第2号）をあらかじめ市長に提出するものとする。

（着手届を要しない場合）

- 第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ規則様式第3号を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除く。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて市長の承認を受けることができる。
- 3 第7条第1項の規定は、前2項の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

（実績報告）

- 第12条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第様式第3号により速やかに市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額（交

付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(進ちよく状況の報告)

第13条 国事業を活用する補助事業者は、交付決定年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、当該年度の1月10日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告のほか、市長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「処分について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(契約等)

第16条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 国事業を活用する補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(様式第5号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(額の再確定)

第17条 国事業を活用する補助事業者は、規則第12条の2第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を速やかに提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定並びに第9条の2第2項の規定は、前項の実績報告書の提出について準用する。

(残存物件の処理)

第18条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存

するときは、その品目、数量及び取得価格を市長に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第19条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了した際は、財産管理台帳(様式第6号)を市長に提出するものとする。また、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、規則第17条に定める書類等に加え、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

2 前項の規定に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(担保に供する承認)

第20条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、市長の承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(利用状況等の報告)

第21条 補助事業者は、申請書に掲げた機械の利用実績等を、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業実施要領(令和7年3月25日付第202400283789号鳥取県農林水産部長通知)別紙様式6により、申請書に掲げる目標最終年度分まで、毎年度の実績を翌年5月31日までに報告するものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

1 対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
<p>(1) 実装支援（ 一般型、共 同利用促進 型）</p>	<p>認定農業者、集落 営農組織、任意組 織、市公社</p>	<p>(1) ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用した農業分野(特用林産物を含む。)、畜産分野(養豚、養鶏)及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用(通信費を除く。)。ただし、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</p> <p>(2) 機械及び設備の整備等に要する経費(付帯工事(電気工事、引込柱等)含む。)。ただし、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び農業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するものに限る。主な機械及び設備は次のとおりとする。</p> <p>ア トラクター(自動運転・自動操舵)</p> <p>イ 田植機・直播機(自動運転・直進アシスト・可変施肥)</p> <p>ウ コンバイン(自動運転、食味・収量センサー)</p> <p>エ 後付け型自動操舵装置</p> <p>オ ドローン(防除用、施肥用、センシング用)</p> <p>カ リモコン式草刈機</p> <p>キ IoT等情報通信技術を活用した、センシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム(データ・情報の共有が可能であること。)</p> <p>ク 生産管理システム(アからキまでを合理的に使用するため必要な場合に限る。)</p> <p>(3) 上限補助対象事業費</p> <p>[個別利用の場合] 個人の農業者 9,000千円 任意組織、農業を営む法人、市公社 21,000千円</p> <p>[共同利用の場合] 個人の農業者 18,000千円 任意組織、農業を営む法人、市公社 42,000千円</p>	<p>1/2</p>	<p>個人の農業者 4,500千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市公社 10,500千円</p> <p>[共同利用の場合] 個人の農業者 9,000千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市公社 21,000千円</p>	<p>本補助金の増額</p>
<p>(2) 追加支援</p>	<p>農業生産拡大に向けたスマート農業</p>	<p>国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は2の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事</p>	<p>10/10</p>		

	<p>推進事業実施要領第3の(1)に掲げるもののいずれかに該当して事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱(令和4年6月7日付第202200054193号鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。)別表の第1欄に掲げる対象事業1又は2の事業を行う者</p>	<p>業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。</p>			
--	---	---------------------------------	--	--	--

様式第1号（第6条、第12条関係）

年度鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業計画書（報告書）

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
合 計	—	—		

※種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備 考
		市補助金	事業主体	
	円	円	円	
合 計				

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費
事業主体					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

- 7 県内事業者への発注（工事請負費及び委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）
- 8 他の補助金の活用
- (1) 活用の有無（有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
- (2) 活用補助金の概要
※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、該当補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。
- (3) その他
※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
※また、今後、当該建物（整備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。
- 9 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）
- 10 融資担保の有無（有・無）
※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。
- 11 添付資料等
- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農業を営む法人、任意組織の場合）
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、計画を実施するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分る資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料

別紙

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業のうち
農業支援サービス事業体育成支援の交付決定前着手届

年度農業支援サービス事業緊急拡大対策支援（スマート農業機械等導入支援のうち地域型支援タイプ）実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙（第8条関係）

事業名	
事業実施主体	
事業内容	
事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
理由	

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあつた鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金について、鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(別紙2)
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙 2

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第4号（第13条関係）

年度鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金
事業遂行状況報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住所
事業実施主体 氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴社発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関又は鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は鳥取県から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

様式第6号（第19条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分								
								円	円	円	円						
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。